

障害者白書のあらまし

—ノーマライゼーションの世界的展開—

官報資料版

No. 2151

毎週水曜日発行

大蔵省印刷局

総理府

この「障害者白書」は、障害者基本法（平成五年改正公布）第九条に基づき、「障害者のために講じた施策の概況に関する報告書」として、平成六年から毎年政府が作成し、国会に提出している年次報告である。

「平成十年度障害者のための講じた施策の概況に関する報告書」は十二月三日の閣議を経て国会提出の後、「障害者の白書」とある十二月九日に平成十一年版「障害者白書」として公表している。
 （平成十一年度年次報告の特徴）

現在の障害者施策の基本理念の一つであるノーマライゼーションの理念は、国際的に広く認められ、実現の水準に格差はあるものの、全ての国が障害者施策の目標をここに置いていると言つても過言ではない。ノーマライゼーションの理念は国際連合（以下「国連」という）をはじめとする各種国際機関の取組によって世界中に広められた。特に一九八一年（昭和五十六年）の国際障害者年及び一九八三年（昭和五十八年）から一九九二年（平成四年）までの「国連障害者の十年」の果たした役割は大きい。

我が国においてもこうした国際的潮流を取り入れ、ノーマライゼーションとりハビリテーションの理念に基づいた総合的かつ計画的な障害者施策を展開するとともに、開発途上国に対して我が国の国際的地位にふさわしい国際協力活動を行って

いる。

本年度の年次報告は、障害者施策に関する国際機関の活動や我が国の国際貢献の状況を取りまとめ、今後更に国際化が進展する二十一世紀を目指すに、国際化時代の障害者施策を考えるものである。

また、第2部では平成十一年度を中心とした障害者施策の取組状況について各分野別にまとめてい

● ▽ 障害者白書のあらまし

総理府...1
総務省...13

▼ 消費者物価指数の動向（東京都区部十一月中旬速報値）...総務省...13

おり、一九九一年（平成四年）に「アジア太平洋障害者の十年」を探討した。障害のある人に関するプロジェクトの実施を推進し、「障害者の自助団体の育成と強化」や「アジア太平洋地域における障害者と高齢者に優しいまちづくりの促進」などの取組を行っている。

(4) 国際労働機関（ILO）

国際労働機関は労働及び社会問題の視点から障

（第1部） 国際化と障害者施策 （第1節） 國際連合の活動

（1） 国連の障害者施策関係組織

国連は一九四五年（昭和二十年）に設立され、百八十八か国が加入する世界最大の国際機関であり、障害者施策についても国連内の各機関において研究、討議、勧告等の活動が行われている。

（1） 総会

総会は、全加盟国の代表によって構成される国連の主要機関で、これまで「知的障害者の権利宣言」「障害者の権利宣言」などを採択し、障害のある人に対する公平な待遇や能力を發揮するためのサービスの必要性などを国際社会に呼びかけている。また、一九八一年（昭和五十六年）を国際障害者年と、一九八三年（昭和五十八年）から一九九二年（平成四年）までを「国連障害者の十年」と定めた。

（2） 国連人権委員会

国連人権委員会は人権の保護の観点から障害のある人の問題に取り組んでおり、人権及び基本的自由の重大な侵害と障害との間の因果関係等に係る研究に着手するための「特別報告者」を選び、その報告書を国連の全ての公用語で公刊することを国連事務総長に要請するなど、障害のある人の人権改善等に取り組んでいる。

（3） 国連アジア太平洋経済社会委員会（ECA）

国連アジア太平洋経済社会委員会は地域の經濟・社会の開発の観点から障害者施策に取り組ん

だり、世界保健機関は保健・医療の観点から障害者施策に取り組んでおり、感染症対策、保険医療分野における基準・ガイドラインづくり、開発途上国に対する技術協力等広範な活動を行っている。障害者施策として、外傷や人口の高齢化に伴う障害のある人の増加等、社会的変化が健康に与える影響を多角的に捉えながら、視聴覚障害の予防やリハビリテーションの充実、精神障害の予防・精神科医療の提供といった課題に取り組んでいる。

（4） 国際連合総会の諸決議

知的障害者の権利宣言は一九七一年（昭和四十

六年)に採択され、「知的障害者は最大限可能な限り他の人々と同じ権利を有する」とノーマライゼーションの理念を国際的な場で初めて宣言した。障害のある人の権利に対する最初の国連総会決議であり、その後の障害者関連の国連総会決議や世界各国の障害者施策に与えた影響は大きい。

(2) 障害者の権利宣言
障害者の権利宣言は、全ての障害のある人に係る権利宣言であり我が国が共同提案国となつて一九七五年(昭和五十年)に採択された。この宣言の特徴は障害の種別や程度を問わずあらゆる障害のある人を対象としていること、障害者の定義を示したこと、障害のある人も他の人々と同じ基本的権利を持つことを明らかにしたことにある。

なお、我が国では「障害者の権利宣言」が採択された十一月九日を「障害者の日」として障害者基本法において定めている。

(3) 障害者に関する世界行動計画
障害者に関する世界行動計画は、国際障害者年(一九八一年(昭和五十六年))の翌年に、国際障害者年終了後も障害のある人の福祉の向上や障害者問題を取り組んでいくために採択された。また、一九八二年(昭和五十八年)から一九九二年(平成四年)までの「国連障害者の十年」に当たり、「完全平等と参加」という目標の下に障害者問題に積極的に取り組むことを加盟国に要請した。

我が国においては、世界行動計画を実現するため「障害者対策に関する長期計画」が策定された。

(4) 障害者の社会への完全な統合をめざして
—世界行動計画の継続—
「障害者の社会への完全な統合をめざして」は、「国連障害者の十年」の最終年である一九九二年(平成四年)に採択された。この決議は世界行動計画の効力や意義がその後も継続することを再確認するとともに、「障害のある人が社会参加する際の障壁や阻害要因を除去する責任は政府にある」と等を宣言している。

また、障害のある人の社会参加を促進する観点から十二月三日を「国際障害者の日」とし、その周知を図ることを加盟国に要請した。我が国では、平成七年度から「国際障害者の日」から十二月九日

日の「障害者の日」までを「障害者週間」として障害者問題に対する理解を深めるための啓発広報活動を行っている。

(5) 障害者の機会均等化に関する標準規則
障害者の機会均等化に関する標準規則は、世界行動計画の継続に関する決議において障害のある人が機会均等化のための世界的な標準規則が必要であることが提起されたことを受けて、一九九三年(平成五年)に採択された。標準規則の目的は、障害のある人が他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することであり、そのため、福祉・教育・雇用等二十二の項目で障害者施策において実施すべき標準的な指針を示している。

(6) 精神障害者の保護及び精神保健の改善のための諸原則
精神障害者の保護及び精神保健の改善のための諸原則は、精神障害者の保護及び精神保健の改善のための諸原則による原則を設ける必要があるという報告(タスク委員会草案)を受け国連人権委員会で検討された。精神障害者の保護及び精神保健の改善のための諸原則は、精神障害者の保護のための精神科医療機関等におけるケアの在り方や精神障害者の権利について規定したものである。各団は国内閣保法規において同原則を遵守する」とが期待されており、我が国の精神保健福祉法もこの原則に沿つたものとなつていい。

(7) 非政府組織の活動
現在十二の国と八の国際障害者関係団体により「アジア太平洋障害者の十年推進NGO会議」が結成され、毎年キャンベラ会議を行っている。

(8) その他の国際組織の動き
—第2節—
現在十二の国と八の国際障害者関係団体により「アジア太平洋障害者の十年推進NGO会議」が結成され、毎年キャンベラ会議を行っている。

(9) 政府開発援助
(第2節)
政府開発援助

1. 國際標準化機構消費者政策委員会(I-SO/COPOLCO)における高齢者・障害者の特別なニーズ・ワーキング・グループ
国際標準化機構(I-SO)においては、消費者政策委員会(COPOLCO)が障害のある人々などの持つ特別なニーズについての問題を検討課題として取り上げている。一九九九年(平成十一年)五月に製品サービス等が高齢者・障害者を含めた全ての消費者にとって容易に利用可能な規格の作成や改正等を記載した政策提言書がまとめられた。

2. ESCAPの活動への貢献
我が国はESCAPに対し、日・エスカープ協力基金を通じた資金援助の他、国際協力事業団専門家の派遣を通じて人的貢献を行っている。

3. コネスコの活動への貢献
我が国は、コネスコの実施する障害者施策開発事業に対して「APEID(アジア太平洋地域教育開発計画)巡回講師団信託基金」への拠出を行う。APEIDの協同センターの一つとして、国立特殊教育総合研究所は、毎年各国から専門家を招き、障害のある児童の教育に関する「APEID特殊教育セミナー」をコネスコと共に開催している。

4. アジア太平洋障害者の十年
(第2章)
我が国が国連人権委員会で提出
1. 国際標準化機構消費者政策委員会(I-SO/COPOLCO)への提出
国連障害者基金は、開発途上国等における障害者東南開発事業への資金的な援助を行うことを目的として一九七七年(昭和五十二年)に設立され、世界各地で様々な障害者支援プロジェクトに投じてられている。

(1) アジア太平洋障害者の十年
「国連障害者の十年」において、各国で積極的な取組が行われたが、アジア太平洋地域においては満足すべき発展が見られなかつたことから、世界行動計画の目標達成に向かつて諸問題を解決するための域内協力の強化を目的として、第四十八回ESCAP総会において我が国を含む三十三か

しているNGOを開発事業のパートナーとして、住民参加により福祉向上モデル事業を実施することを特徴としている。

(6) 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける国際貢献

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、開設直後からアジア太平洋諸国をはじめとする多くの国々と身体障害者リハビリテーションに関する共同研究や情報交換を行ってきた。

(7) 社団法人国際障生事業団を通じた国際貢献

社団法人国際障生事業団は、アジア諸国の社会福祉制度の企画、運営に携わる行政官を研修生として受け入れ、社会福祉行政に関する実務的研修を実施している。

2 資金協力

資金協力には無償資金協力と有償資金協力がある。無償資金協力は、援助対象国の要請に基づき、援助対象国の実施する特定の事業について返済を求める資金を供与する事業であり、有償資金協力は、援助対象国に対して長期・低利の資金を供与するものである。障害者施策分野において多くの資金協力が行われている。

3 非政府組織(NGO)活動への支援

開発途上国協力に携わる民間援助団体は、開発途上国の住民の福祉の向上に貢献していることが、政府としてもNGOとの連携・援助を行っており、NGO支援のために「NGO事業補助金」として、一定要件を満たす我が国NGOが途上国で行う開発協力事業費の一部を援助している。また、政府とNGOが実務的に協力するため、NGO・外務省定期協議会を行っている。

草の根資金協力は、開発途上国において活動しているNGO等が行う比較的小規模なプロジェクトに対して資金協力をを行うもので、きめ細かく迅速な援助が可能である。

(第3章) NGO等の活動

1 國際的な障害者関係団体の活動

(1) 國際リハビリテーション協会

国際リハビリテーション協会は、「一九二二年(大正十一年)に設立された団体で、障害の予防とりハビリテーション等を目的としている。設立以来各種国際会議の開催に力を入れ、リハビリテー

因等について現状を分析し、我が国の障害のある人がODA事業に参加すべきであること及び実際に国際協力事業に参加するための方策を提言として取りまとめた。

(第3節) 政府開発援助以外の公的な国際貢献

1 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける支援

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、先進諸国やアジア諸国との共同研究を行い、技術の開発や技術移転に大きな成果をあげている。またWHOから「障害の予防とりハビリテーションに関するWHO指定研究センター」の指定を受け、アジア太平洋諸国を中心的存在として各種セミナーの開催、調査研究などをWHOと連携して行っている。

2 障害のある人の雇用・就業に関する国際貢献

日本障害者雇用促進協会では、「障害者雇用促進国際協力事業」においてニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて「障害者雇用促進シンポジウム」をアジア諸国の関係機関と共に開催し、障害者雇用の専門家を派遣している。また、アジア諸国の中でもハビリテーションの専門家や事業主団体等を招へいし、我が国の職業リハビリテーションシステムや障害のある人の雇用制度等について研修を行っている。

3 地方公共団体における取組

地方公共団体においても、障害者施策分野での国際協力・国際交流事業が積極的に進められ、障害のある人々の国際的な交流を深めることに寄与している。

(第4章) NGO等の活動

1 國際的な障害者関係団体の活動

(1) 國際リハビリテーション協会

国際リハビリテーション協会は、「一九二二年(大正十一年)に設立された団体で、障害の予防とりハビリテーション等を目的としている。設立以来各種国際会議の開催に力を入れ、リハビリテー

ション世界会議を一九二九年(昭和四年)の第一次以来十七回にわたり開催している。

(2) 世界盲人連合

世界盲人連合は、「一九八四年(昭和五十九年)に設立された団体で、障害のある人の機会均等と社会への完全な参加を目指として、失明予防と視覚障害者の福祉の向上等を目的としている。各団の視覚障害者団体の支援、視覚障害に関する調査、研究等の活動を行っている。

(3) 世界ろう連盟

世界ろう連盟は、「一九五一年(昭和二十六年)に設立された団体で、人権と社会的権利において聴覚障害者と他の人々との平等な扱いを保障することを目的としている。国連や他の障害者団体との協力を積極的に推進し、開発途上国における聴覚障害者組織の運営支援にも力を入れている。

(4) DPJ

DPJは、「一九八一年(昭和五十六年)に設立された、障害種別に関わらない障害のある人当事者による国際的な団体である。国連経済社会理事会、世界保健機構、国連教育科学文化機関の諮問機関として活動する他、差別の禁止や機会の平等に向けた諸活動、開発途上国の障害のある人を援助するためのプロジェクト事業等を実施している。

(5) 国際バラリンピック委員会

国際バラリンピック委員会は障害者スポーツの国際的な統括団体として一九八九年(平成元年)に設立された団体であり、国際バラリンピック大会を始めとする世界的規模の国際大会の開催を行っているほか、障害者スポーツの普及、発展や技術力の向上等を図っている。

(6) ベリースペシャルアーツ

ベリースペシャルアーツは、「一九七四年(昭和四十九年)に設立された団体で、著作、舞踊、演劇、音楽、ビジュアルアート等の創作活動を通して障害のある人々の生涯教育を推進することを目的としている。

(第4章) 二十一世紀へ向けて

1 國際的な障害者関係団体の活動

(1) 國際リハビリテーション協会

我が国の障害者施策は国際的な取組に参加する中でノーマライゼーションの理念を取り入れ発展し、「障害者対策に関する長期計画」「障害者対策に関する新長期計画」「障害者プラン」といった障害者施策推進体制を整えていった。

密な連携をもち、「人権を守る組織」として世界中に二万以上の地域団体がある。

(3) 國際法律委員会

国際法律委員会は、「一九五二年(昭和二十七年)に設立された団体で、法の支配の確立と人権擁護のための活動を行い、国連の諮詢機関としてその意見や報告は国際的に重視されている。我が国の精神科医療について国際保健専門委員会と合同調査を行い、その報告は精神保健福祉法の改正の際の参考とされた。

(4) 世界精神保健連盟

世界精神保健連盟は、「一九四八年(昭和二十三年)に設立された団体で、適正な精神医療による精神障害の予防と精神障害に対する偏見の除去、精神障害者の予防と精神障害に対する偏見の除去、メンタルヘルスの向上を目的としている。

(5) 世界精神保健連盟

これまで障害者施策と関わる障がつた分野においても国際的な活動が始まっている。おいても国際的な活動が始まっている。インターネットの規格の開発を目的として設立された団体であるW3Cは、情報資源の利用に関する障壁を解消し障害のあるすべての人が利用できるようにするためにWAIという検討グループを作り、インターネットにおけるアクセシブルな情報の利用や取得の可能性を向上させるためのガイドラインやツールの作成等の活動を行っている。WAIで作成された指針を踏まえて、我が国でも「インターネットにおけるアクセシブルなウェブコンテンツの作成方法に関する指針」を策定し、パリアフリーなウェブコンテンツを作成する方法を提示している。